

# 新型コロナウイルス感染防止のための講習実施基準

(一社)熊本県警備業協会

事前講習及び特別講習を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染防止のため、当協会においては、(一社)警備員特別講習事業センターが定めた「特別講習における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、下記講習実施基準を定めました。

事前講習及び特別講習へは、同講習実施基準を了承される方のみ参加することができます。

なお、同講習実施基準は、「ガイドライン」の見直し等を踏まえ随時見直すものとします。

## 記

### 1 受講者、講師及び事務局員等の新型コロナウイルス感染予防のための基本事項

- (1) 自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いを日々徹底して下さい。
- (2) 講習日14日前から、毎朝の体温測定と健康チェックを励行して下さい。
- (3) 事前講習及び特別講習開催前に発熱、だるさ、息苦しさなどの症状がある場合は、講習会参加を認めません。
- (4) 事前講習及び特別講習受講中に発熱、だるさ、息苦しさなどの症状が出た場合は、講習を辞退させ、帰宅していただきます。
- (5) 発熱や具合が悪く自宅待機となっている者、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある者、過去14日以内に政府から入国制限・入国後の観察期間を必要とされている国や地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある者は受講を認めません。
- (6) 高齢者、基礎疾患(循環器疾患、糖尿病、呼吸器疾患、癌、各種免疫不全、人工透析など)を有する者は感染した場合に重症化しやすいため、講習の参加については、時期、必要性などについて、特に慎重な判断をお願いします。

### 2 講習の開催に当たって

- (1) 「既往症等調査票」「新型コロナウイルス感染防止用問診票」の記入と提出

「既往症等調査票」は、講習中に体調不良等で病院の診察を受ける、又は救急車で運ばれる等が発生した場合に、適切な医療措置が取れるよう医療機関に提出することを想定した調査票です。

「新型コロナウイルス感染防止用問診票」は、新型コロナウイルス感染

防止のため、講習への参加を判断するための問診票になります。

それぞれの趣旨をご理解いただき、事前に正確に記入され、受付時に提出して下さい。

(2) 検温について

会場である熊本市食品交流会館入館時に、北側出入口において検温を実施します。(南側出入口からの入館不可)

手順① 非接触型体温計で検温

手順② 36.8 度以上の表示が出た場合は、接触型体温計で再検温を実施

(3) マスクの着用

講習中は常時マスクを着用していただきますので、マスクを持参して下さい。

講師はマスクやフェイスシールドを着装し講義や実技を行うので、講師の声が聞き取りにくいなど、気になることがあれば申し出て下さい。

※ 飲食の際、及び熱中症予防のため、屋外で他人との距離が 2 メートル離れている場合を除く。

(4) 手袋の着用

実技科目については、手袋を着用していただきます。

手袋については、講習当日に配布します。

(5) 手指消毒の徹底について

教場、ホール、事務局待機室に入室する場合は、その都度、備え付けの消毒液で消毒して下さい。

(6) 禁煙について

講習会場（熊本市食品交流会館敷地内すべて）は禁煙です。

(7) 昼食について

昼食をとる際は、ソーシャルディスタンスの確保に努めて下さい。

私有車両の中での食事も可とします。ただし、午後の講義 5 分前には会場集合して下さい。

(8) 飲料水の持参

感染防止のため、協会では共有で使用する飲料水入りの大型のダブルコップキーパーは用意しませんので、各自で飲料水は持参して下さい。

(9) トイレの使用

会場内にトイレは男性用、女性用とも各 1 箇所しかありません。

講習と講習の間の休憩時間だけではトイレが密になることが予想されるので、各講習の途中に休憩時間を設けます。

(10) 受講中の体調管理について

マスク着用での受講になるので、息苦しさを感じたり、熱中症の症状につながる場合があります。

体調不良を感じたら、直ちに近くにいる講師又は協会職員にお知らせ下さい。